

# ケア・ステーション 青い鳥 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社青い鳥が開設するケア・ステーション青い鳥（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業、指定同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ケア・ステーション 青い鳥
- 2 所在地 愛媛県新居浜市久保田町3-9-27

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 常勤1名以上  
利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上配置する  
サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
- 3 従業者 常勤換算数2.5以上（サービス提供責任者を含む）  
従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日営業を基本とする  
但し、国民の祝日、盆、地方祭及び年末年始を休日とする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。  
また、施設系への訪問は24時間、365日対応可能な体制とする

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者  
知的障害者  
精神障害者  
障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

(事業の内容)

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排泄の介護
  - ③ 入浴の介護
  - ④ 通院介助（身体介護を伴う場合）

- ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体介護
- 3 家事援助等に関する内容
- ① 調理
  - ② 洗濯
  - ③ 掃除
  - ④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
  - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

4 生活等に関する相談及び助言

5 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

6 同行援護に関する内容

視覚障害により移動に著しく困難を有する障害者に対して、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆、代読を含む)、必要な移動の援護を行なう。また、排泄・食事等の介護、そのほか外出する際に必要となる援助を行なう。

7 その他の生活全般にわたる援助（前各号に掲げる便宜に附帯する便宜、②～⑦に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言）

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

新居浜市（大島・別子山を除く）

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに事業所に連絡し、担当者より主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第11条 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年12回
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社青い鳥と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。